

いじめ防止等対策の取り組みについて

長岡工業高等専門学校

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員の理解促進のため、学内グループウェアに掲載し、日常的に閲覧できる体制を整備した上で、4月に教職員に周知して意識啓発を行った。併せて、いじめ未然防止のための基本姿勢に関するチェックリストの提出(Forms)を実施した。	引き続き年度当初に教職員に周知する。	-
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	令和6年度は8回(4月、6月、9月、11月、12月(2回)1月、3月)いじめ対策委員会を開催し、関係教職員間で情報共有及び各事例への対応方針の協議を行った。いじめの相談を受けて、いじめ対策委員会を開催の上、対応について協議し、議事要旨を作成した。	引き続き対応する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	国立高専機構が制作したオンデマンドコンテンツを活用した研修(6月～9月)を実施した。	引き続き対応する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画において職務内容を定め、学内グループウェアへ掲載した上で、4月に教職員に周知した。	引き続き年度当初に教職員に周知する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	令和6年度年間計画を策定し、4月に教職員に周知した。併せて、いじめ未然防止のための基本姿勢に関するチェックリストの提出(Forms)を実施した。	引き続き年度当初に教職員に周知する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめの早期発見・事案対処マニュアルに学内対応フローを掲載し、学内グループウェアへの掲載により4月に教職員に周知している。	引き続き対応する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	学内グループウェアへ掲載した上で4月に教職員に周知し、重大事態への対応についてはいじめ防止等基本計画に明記し、併せて周知した。	引き続き年度当初に教職員に周知する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学内グループウェアにより関係教職員に共有している。	引き続き対応する。	-
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	内容を検証し、実行性のあるものとなるように令和7年度の年間計画に反映した。	引き続き、年度末に点検を実施し、次年度の年間計画に反映する。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	令和6年度はアンケート等を4回(面談4月、アンケート6月(hyper-QU)、6～7月、11月～12月)実施し、結果に基づいた面談等の内容をいじめ対策委員会で共有した。	引き続き対応する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ対策委員会の構成員にスクールカウンセラーも含んでいる。スクールカウンセラーが得た情報を、学生相談室を通じて関係教職員と共有し、連携を図っている。	引き続き対応する。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	学科2年生対象に「情報モラル講習会(いじめ防止内容含む)」(動画の視聴)を実施した。また、「長岡高専いじめ防止週間」(12月11日～17日)を設定、Teams、放送、ショートホームルーム等で周知し、いじめについての理解を深める機会(研修)とした。	令和7年度は、学科2年生対象に「情報モラル講習会(いじめ防止内容含む)」(動画の視聴)に加え、全学生対象に警察署職員による「いじめ防止研修会」を実施した。	令和7年9月実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	アンケート調査項目に具体例を記載し、どのような行為がいじめに該当するか理解できるように取り組んでいる。「長岡高専いじめ防止週間」を設定、Teams、放送、ショートホームルーム等で周知し理解を深める機会とした。	引き続き対応する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	学生同士で支えあうピアサポート制度を推進・周知し、いじめを含めた学生だけの解決が困難な事案における相談窓口を設置した。また、美術部の学生がいじめ防止週間のポスターを作成し、各ホームルーム及び廊下の掲示板上に掲示した。	引き続き対応する。また、美術部の学生が作成したいじめ防止ポスターを各ホームルーム及び廊下の掲示板上に掲示した。	令和7年12月実施済
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページで公開し、周知を図った。保護者向け連絡メールで取組状況等の内容や相談窓口を周知した。	引き続き対応する。	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、いじめを受けた学生・いじめを行った学生の双方の保護者に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	引き続き対応する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部の弁護士と連携・協力体制を整備している。	引き続き対応する。令和7年度に開催された外部有識者会議で、本校の体制について説明した。	令和7年11月実施済
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	弁護士と連携を図り、必要に応じて警察と情報共有することとしている。	引き続き対応する。	-